城下町飫肥　景観計画
ガイドライン



～　目 次　～

１　城下町飫肥 景観計画について……1
２　届出制度について……5
３　色彩ガイドライン……12

1　城下町飫肥 景観計画について

（1）景観計画とは

本市では、「景観法」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日南市らしい景観づくりを進めていくため、平成 17 年８月に「景観行政団体」となりました。平成 19 年には「日南市美しいまちづくり景観基本条例」を施行し、「日南市景観形成基本方針」を策定しました。

この「日南市景観形成基本方針」の中で、飫肥地区は、城下町飫肥・景観形成地域に位置づけられ、飫肥城と城下町の歴史的資産の継承、伝統的建造物群保存地区内の歴史的景観の保存と活用、酒谷川と周辺の山々も含めた眺望景観の保全が方針として示されています。

飫肥地区は、昭和 52 年に九州初の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保存計画が進められていますが、保存地区外では歴史的まちなみと調和しない建造物の出現や、空き地や空き家の増加などの問題が顕在化してきています。

城下町飫肥 景観計画は、本地区にある歴史的景観の保全と活用とともに、本地区の景観特性を活かした良好な景観まちづくりの推進を目的として策定するものです。

〈用語解説〉

○景観法
・我が国初の景観についての総合的な法律として平成 16 年６月に制定された。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法律に基づく景観づくりの様々な取組みを活用することができる。

○景観行政団体
・景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指す。宮崎県では、本市を含めた 19 市町村と宮崎県が景観行政団体になっている。（平成 23 年３月１日現在）

○日南市美しいまちづくり景観基本条例
・景観法に基づき、市、市民及び事業者等が連携、協働し、日南の魅力ある景観の保護、育成及び創出に努め、美しいまちづくりに寄与することを目的として定められた条例。

○日南市景観形成基本方針
・日南らしいまちの景観を守り、育て、さらに活力ある日南を創りだし、住まい、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、暮らしやすく、快適なものにしていくために定めた景観形成の基本的な方針。
・飫肥地区は、城下町飫肥・景観形成地域に位置づけられている。

〈城下町飫肥・景観形成地域の景観形成基本方針〉
1.飫肥城と城下町の歴史的資産を受け継いでいく。
2.伝統的建造物群保存地区内については、保存計画に基づく歴史的景観の保存と活用を図る。
3.飫肥城下町の歴史的景観とともに、酒谷川と周辺の山々も含めた眺望景観を保全する。

（2）景観計画区域

城下町飫肥 景観計画の対象となる「景観計画区域」を以下のように定めています。

景観計画区域内では、本ガイドラインの６ページに示す行為を行う場合、あらかじめ日南市に届出を行い、本ガイドラインの８～11 ページに示す「景観形成基準」を満たす必要があります。

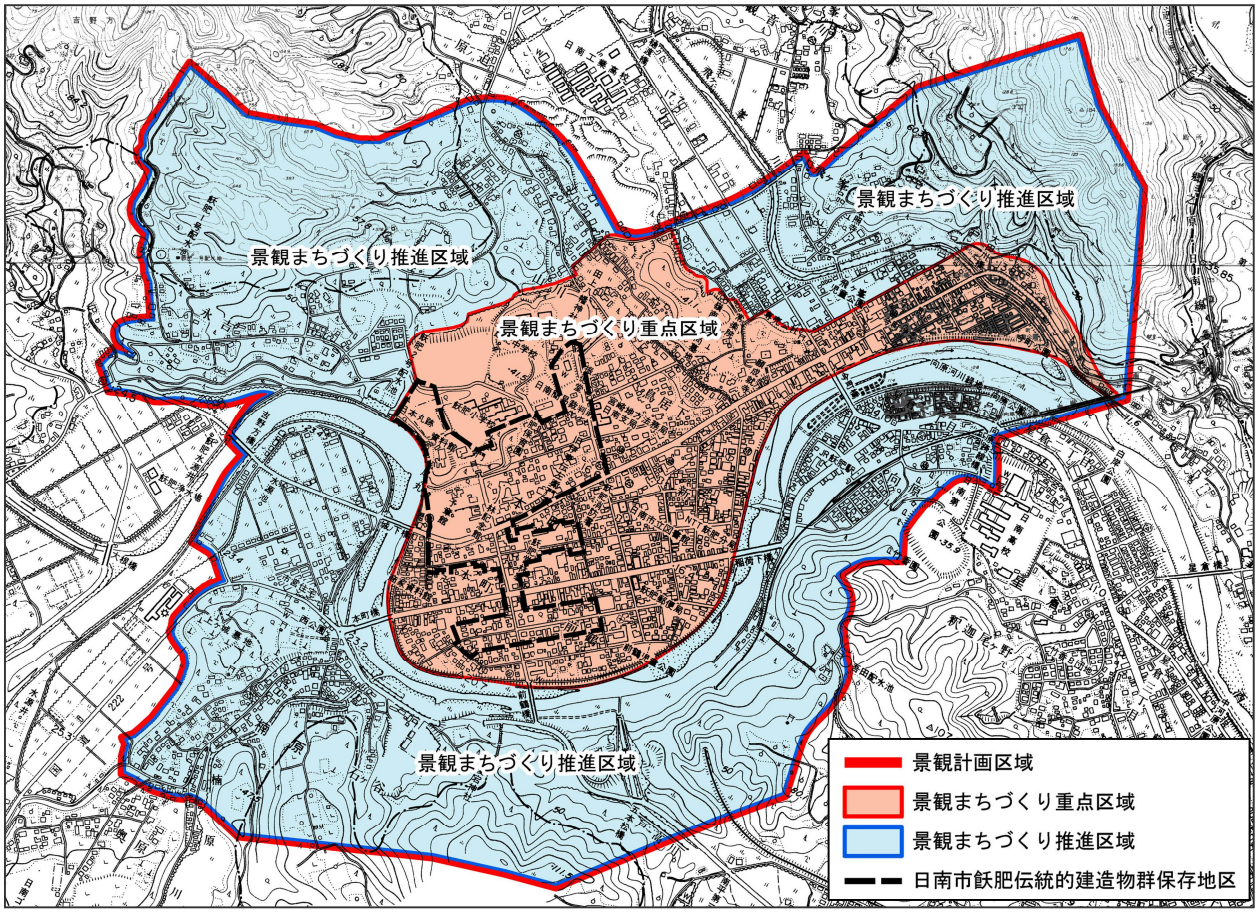

▲景観計画区域

区　域	区域の概況	該当地域名
景観まちづくり重点区域（約 97ha）	・伝統的建造物群保存地区を中心に、近世に城下町として形成された町割とともに、歴史的建造物など歴史的まちなみを色濃く残す地区と歴史的まちなみを一体的に創出する地区	飫肥一丁目、飫肥二丁目、飫肥三丁目、飫肥四丁目、飫肥五丁目、飫肥六丁目、飫肥七丁目、飫肥八丁目、飫肥九丁目、飫肥十丁目、今町一丁目の一部、今町二丁目の一部、大字板敷の一部（大手、十文字、山川の一部、鳥居下、本町、前鶴、上新町、下新町、小川の一部、今町の一部、板敷１区の一部、川向の一部、山ノ口の一部、向原の一部）
景観まちづくり推進区域（約 270ha）	・明治以降市街地として発展し、宿泊施設、店舗等の商業施設が集積する地区 ・飫肥地区の玄関口となる地区 ・石垣・生垣などを有する集落民家が点在する地区 ・飫肥城下町の借景となる緑豊かな小丘陵地が広がる地区	星倉一丁目、大字吉野方の一部、大字板敷の一部、大字楠原の一部、大字星倉の一部（川向の一部、永吉の一部、原ノ迫の一部、板敷１区の一部、向原の一部、南平の一部、楠原の一部）
全体の面積（約 367ha）		

（３）景観まちづくりの将来像

本地区の景観特性や景観まちづくりの課題を踏まえ、本地区が目指す景観まちづくりの姿として、以下のような将来像を定めています。

＜将来像＞

山々と清流に囲まれ、歴史・文化の香りが漂い、
石垣が残る城下町　飫肥

（４）景観まちづくりの基本方針

本地区の景観まちづくりの将来像を実現するため、以下の基本方針にしたがって景観まちづくりを進めています。

①歴史と文化を感じ、周囲の緑と調和した広がりある歴史的まちなみ景観を守る

②憩いや潤いのある道筋や川沿いの景観を育てる

③まちの宝となる歴史的・文化的景観資産を守り、活用し、後世に引く継ぐ

④協働による景観まちづくり体制を確立し、地域の価値を高める景観まちづくりを推進する









（5）景観まちづくりの方針図

本地区の景観まちづくりの基本方針を踏まえ、エリア毎の景観まちづくりの方針を以下のように定めています。

＜楠原・永吉（諏訪馬場）など＞

- 伝統的家屋、石垣、生垣の保全
- 社寺など歴史的・文化的景観資産の保全と活用
- 城下町からの来訪性・回遊性の向上
- 建築物の新築・改築・増築や工作物を設置する際の伝統的家屋やまちなみへの配慮

＜板敷・小川など＞

- 落ち着きある住宅地景観の形成（建築物・工作物）
- 豊かな緑と調和した沿道広告物の誘導
- 最小限の開発や、植栽による豊かな緑の保全、育成

＜今町・川向など＞

- 城下町飫肥の導入部にふさわしい落ち着きあるまちなみ景観の誘導（建築物・工作物）

＜城下町飫肥一帯＞

- 城下町飫肥としての一体的な景観まちづくりの推進

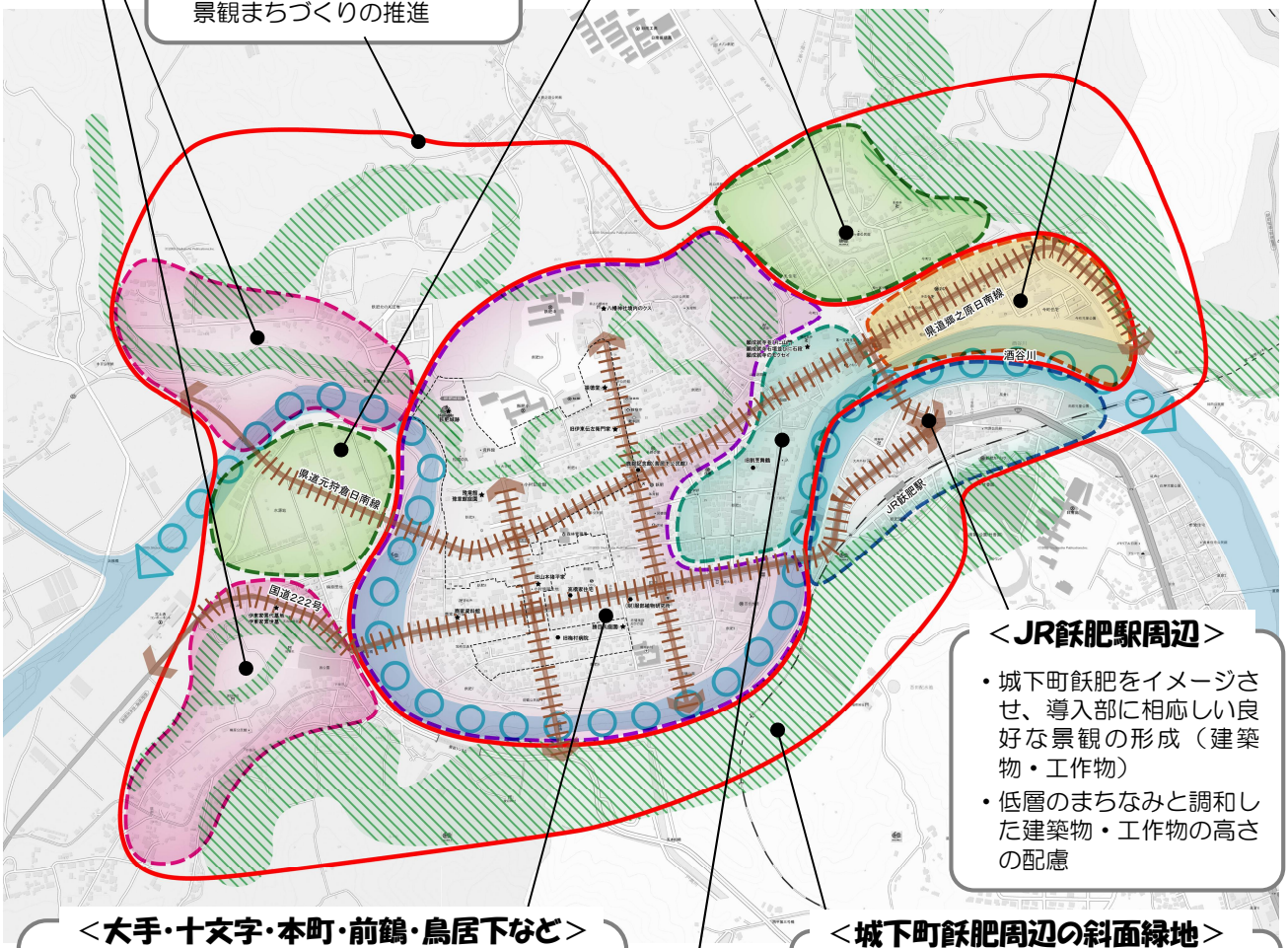

＜JR飫肥駅周辺＞

- 城下町飫肥をイメージさせ、導入部に相応しい良好な景観の形成（建築物・工作物）
- 低層のまちなみと調和した建築物・工作物の高さの配慮

＜大手・十文字・本町・前鶴・鳥居下など＞

- 伝統的な武家屋敷の保全、継承（家屋・石垣・門扉、生垣）による風格のあるまちなみの形成
- 建築物の新築・改築・増築や工作物を設置する際の歴史的まちなみ全体との調和
- 伝統的建造物群保存地区外の歴史的建造物の保存と活用
- 巨木の保全

＜城下町飫肥周辺の斜面緑地＞

- 歴史的まちなみの借景となる斜面緑地景観の保全

＜上新町・下新町など＞

- 歴史的まちなみと調和した、低層で落ち着きあるまちなみの形成（建築物・工作物）
- 道路占用物件やネオン・サインの適切な誘導
- 低層のまちなみと調和した建築物・工作物の高さへの配慮

・史跡・文化財の保全と活用
・歴史的まちなみの借景となる斜面緑地景観の保全
・歴史的まちなみと調和した工作物の誘導
・回遊性の向上

主な文化遺産
主な景観資産（建物）
日南市飫肥伝統的建造物群保存地区

２　届出制度について

景観計画区域内において、本ガイドラインの６ページに示す行為を行う場合、行為に着手する前に、以下のフローに従って市に届出を行い、景観形成基準を満たすようにしてください。

（１）届出のフロー（手順）

本ガイドラインの６ページに示す行為を行う場合、以下のフローに沿って届出等を行ってください。

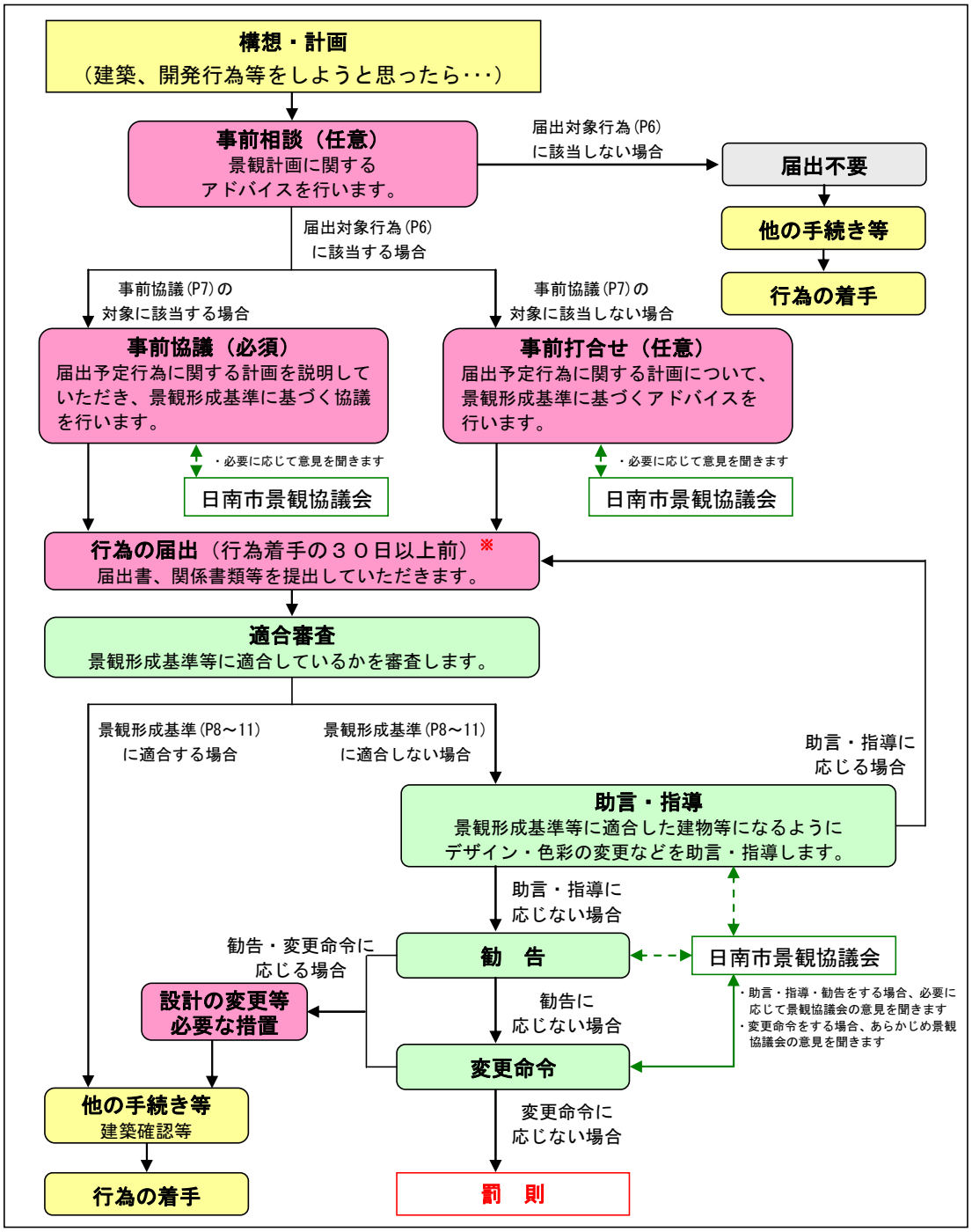

▲届出のフロー

※景観法の規定（景観法第１８条第１項）により、届出から３０日間は行為に着手できません。
ただし、審査の結果、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、着手制限の期間を短縮することができます（景観法第１８条第２項）。

（２）届出対象行為

景観計画区域において届出が必要な行為は、以下の通りです。届出対象行為に該当するかどうかが判断できない場合は、日南市にご相談ください。

届出対象行為		行為の規模	
		景観まちづくり重点区域	景観まちづくり推進区域
建築物※１	新築、増築、改築※２若しくは移転	**すべて**	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	**外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの**	
	太陽光発電設備（温水器含む）の設置	**すべて**	**－**
	除却	**すべて**	**－**
工作物※３	新設、増築、改築若しくは移転	**すべて**	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
	垣、門、塀の除却	**すべて**	**－**
開発行為※４		**すべて**	**3,000㎡を超えるもの**
屋外における土石、廃棄物※５**、再生資源**※６**その他の物品の集積・堆積・貯蔵**		**10㎡を超える行為若しくは高さ1.5ｍを超えるもので、堆積期間が90日以上のもの**	
土地の形質の変更 （ただし、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更　※開発行為は除く）		**すべて**	**3,000㎡を超えるもの**
木竹の植栽又は伐採 （保安林※７での行為を除く）		**土地の用途変更となるものすべて**	

※１：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。
※２：改築とは、建築物の全部又は一部を除却し、既存建築物と用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる行為
※３：日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第2条に規定する工作物とする。
※４：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為とする。
※５：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物とする。
※６：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源とする。
※７：森林法第25条第1項、第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林。

【届出対象除外行為】
- 日南市飫肥伝統的建造物群保存地区内で行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為（日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第4条）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物及び景観重要樹木について許可を受けて行う行為
- 「城下町飫肥 景観計画」の告示日において既存、若しくはすでに着手している行為
- その他景観法第16条第7項に定められている行為　など

（３）事前協議

届出対象行為のうち、以下に該当する規模の大きな行為を行う場合は、あらかじめ届出を行う前に、事前協議が必要です。事前協議がなされていない場合、届出を受理しない場合があります。

行　　為		事前協議の対象
建築物		高さが 10m を超えるもの、 又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
工作物	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが 15m を超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	高さが 8m を超えるもの
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	敷地面積が 3,000 ㎡以上のもの
開発行為		3,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物品の集積・堆積・貯蔵		1,000 ㎡以上のもの
土地の形質の変更		3,000 ㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採		3,000 ㎡以上のもの

（４）景観形成基準

届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たすようにしてください。
ただし、市長が景観協議会の意見を聴いた上で認めるものについては、この限りではありません。

景観計画区域の区分			景観まちづくり重点区域
景観形成基準	建築物	高　さ	・10m 以下とする。ただし、現存する社寺の改築については適用除外とする。
		位　置	・周辺と調和するように釣り合い良く配置する。 ・国道 222 号沿線（本町通り）については、壁面をセットバック（1m）させ、軒先の位置を道路との境界まで伸ばすよう努める。
		色　彩	・建築物の外観の色彩は、以下のとおりとし、極力、伝統的建造物と調和した色彩とする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・建築物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。 ・太陽光発電設備等を設置する場合のパネルは、屋根と調和した色彩とする。
		形　態 ・ 意　匠	・屋根は、原則として切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根とし、日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、屋根と一体的に見える規模や形態とする。 ・外壁※1は、ささらこ押縁下見板張、焼杉板白漆喰塗り又はこれに類するものとし、やむをえず他の材料を使用する場合は、周辺景観に調和するものとする。 ・庇は、瓦又は銅版葺（茶かっ色）を使用するよう努める。 ・建具は、木製、カラーサッシ（黒かっ色系）又はこれに類するものに努める。 ・室外機、ガスボンベ等の屋外に設ける施設は、通りに目立たない位置に設置するか、または建物本体や周辺景観に調和するよう、木製格子等を使用し修景に努める。
		建築物の除却	・周囲景観に調和している建築物の除却については、修理等による保存の検討を行う。 ・除却後の状態については、周辺の景観を著しく損なわないものとする。
	工作物	規　模	・擁壁、柵については、高さが 3m 未満とする。 ・煙突、排気塔その他これらに類するものについては、高さが 6m 未満とする。 ・その他の工作物については、周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		色　彩	・工作物の外観の色彩は以下の通りとし、極力、伝統的建造物と調和した色彩に努める。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・歴史的まちなみ景観に調和させ、門、柵、塀は飫肥杉や自然素材を活用する。
		垣・門・塀の除却	・周囲景観に調和している垣・門・塀の除却については、修理等による保存の検討を行う。 ・除却後の状態については、周辺の景観を著しく損なわないものとする。
	開発行為		・既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう配慮する。 ・既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。
	屋外における物品の集積、貯蔵		・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。 又は敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。
	土地の形質の変更		・土地の形質の変更に伴って生じる擁壁や法面は、必要最小限度とする。また、法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図る。
	木材の伐採又は植栽		・木竹の植栽、伐採を行う際は、周辺景観への影響に配慮する。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。

※１　用途地域、準防火地域にある建築物の外壁下地については、建築基準法告示仕様とすることを基本とする。

２　届出制度について

景観計画区域の区分			景観まちづくり推進区域
景観形成基準	建築物	高　さ	・15m 以下とする。ただし、現存する社寺の改築については適用除外とする。
		位　置	・周辺と調和するように釣り合い良く配置する。
		色　彩	・建築物の外観の色彩は、以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・建築物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・高さ 10m を超える建築物の屋根は、原則として切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根とし、日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用するよう努める。
	工作物	規　模	・擁壁、柵については、高さが 3m 未満とする。 ・煙突、排気塔その他これらに類するものについては、高さが 6m 未満とする。 ・その他の工作物については、周辺の景観と調和し突出感を与えないことや、山々の稜線を遮らない高さとするなど、良好な景観への眺望を著しく妨げないよう努める。
		色　彩	・工作物の外観の色彩は以下のとおりとする。 明度 7 以上の場合、彩度 2 以下 明度 5 以上 7 未満の場合、彩度 3 以下 明度 5 未満の場合、彩度 6 以下 ・工作物の着色していない木材、土壁、いぶし瓦、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、この限りでない。
		形態・意匠	・歴史的まちなみ景観との調和に努める。
	開発行為		・既存の地形を活かした造成に努め、行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える。 ・土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう配慮する。 ・既存の樹木・樹林は、景観上良好なものは可能な限り保全する。
	屋外における物品の集積、貯蔵		・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。 又は敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。
	土地の形質の変更		・土地の形質の変更に伴って生じる擁壁や法面は、必要最小限度とする。また、法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図る。
	木材の伐採又は植栽		・伐採を行う場合は、当該区域の森林が飫肥城下町の借景になっていること等に留意し、その範囲を必要最小限にするとともに、周辺景観への影響に配慮する。 ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。 ・植栽を行う場合は、周辺景観との調和に配慮する。

（５）景観形成基準の解説

◆建築物

●景観まちづくり重点区域の建築物のイメージ

○色彩
・伝統的建造物と調和した色彩
（具体的な数値は 8 ページ参照）

○形態・意匠
・屋根：切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用
太陽光発電設備等を設置する場合は、屋根と一体的に見える規模や形態

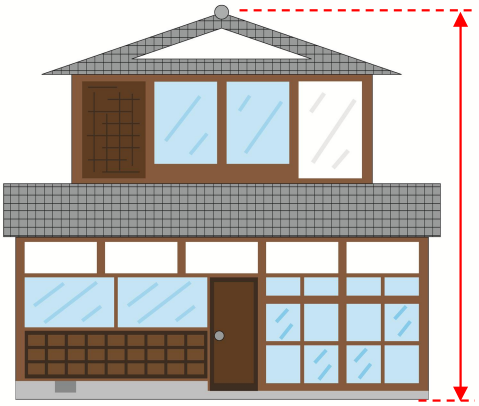

○高さは 10m以下
（現存する社寺の改築を除く）

○形態・意匠
・外壁：ささらこ押縁下見板張、焼杉板白漆喰塗り又はこれに類するもの（やむをえず他の材料を使用する場合は、周辺景観に調和するもの）

○位置
・周辺と調和するように釣り合い良く配置
・国道 222 号沿線（本町通り）については、壁面をセットバック（1m）させ、軒先の位置を道路との境界まで伸ばす

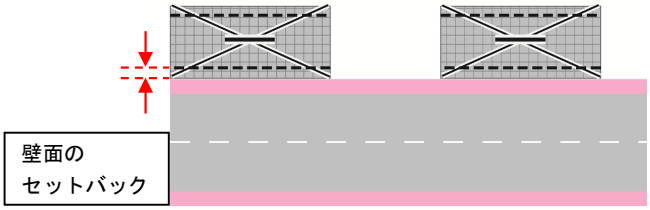

●景観まちづくり重点区域の建築物のイメージ

○色彩
（具体的な数値は 8 ページ参照）

○形態・意匠
・高さ 10m を超える建築物の屋根は、原則として切妻・寄棟・入母屋の形式による勾配屋根とし、日本瓦（銀ねずみ色）又はこれに類するものを使用



○高さは 15m以下
（現存する社寺の改築を除く）

◆工作物

○規模
・擁壁、柵：高さ 3m 未満
・煙突、排気塔その他これらに類するもの：高さ 6m 未満
・その他の工作物：周辺の景観と調和し突出感を与えない、山々の稜線を遮らない高さとする

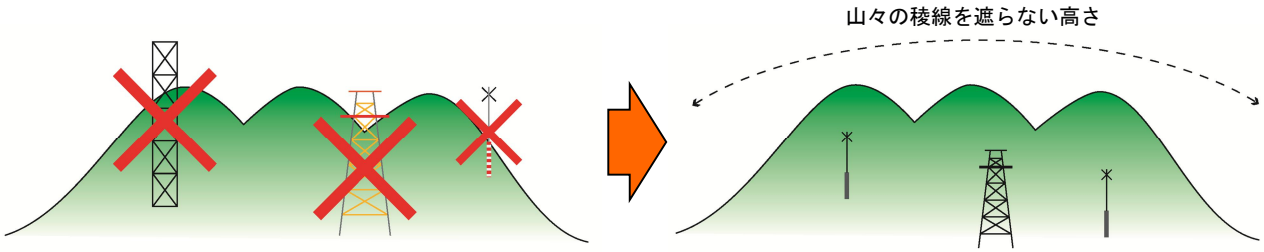

２　届出制度について

◆開発行為・土地の形質の変更

○開発行為
・行為の規模や切土・盛土は最小限に抑える
・土地の地形や地勢が周辺の景観になじむよう配慮する。

○土地の形質の変更
・土地の形質の変更に伴って生じる擁壁や法面は、必要最小限度とする。また、法面が生じる場合は、緑化等により周辺の景観と調和を図る。

周辺の景観との調和を図った法面のイメージ

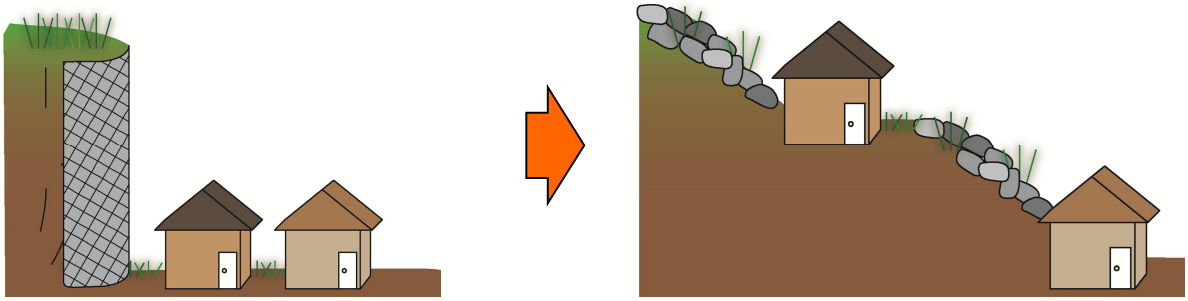

◆屋外における物品の集積、貯蔵

・道路その他の公共の場から容易に望見できない位置に集積または貯蔵する。
又は敷地外周部などに植栽等の修景措置を講じる。

植栽等による修景措置のイメージ

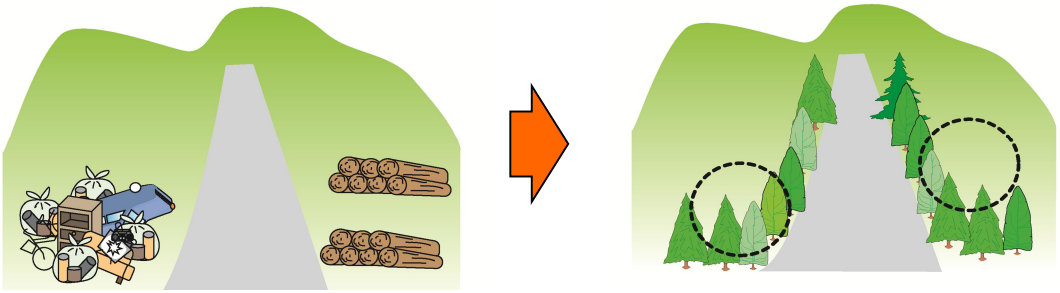

◆木竹の伐採又は植栽

（景観まちづくり重点区域）
・木竹の植栽、伐採を行う際は、周辺景観への影響に配慮する。
・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。

（景観まちづくり推進区域）
・伐採を行う場合は、当該区域の森林が飫肥城下町の借景になっていること等に留意し、その範囲を必要最小限にするとともに、周辺景観への影響に配慮する。
・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるよう代替措置を講じる。
・植栽を行う場合は、周辺景観との調和に配慮する。

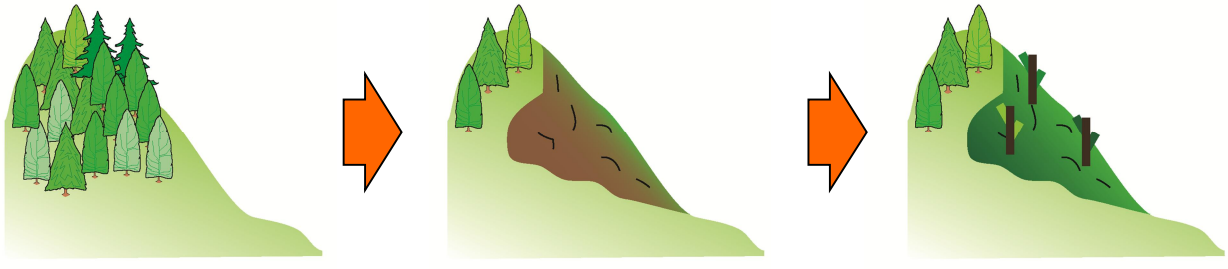

３　色彩ガイドライン

（１）色彩ガイドラインの目的

城下町飫肥 景観計画では、新たに建築物を造ったりする場合に守っていただきたいルール（景観形成基準）を定めており、建物等の色彩についても詳しい基準が設けられています。そこで、色彩について、より飫肥地区にふさわしい色彩を誘導するため、「色彩ガイドライン」を作成しています。

この色彩ガイドラインは、飫肥地区の景観まちづくりのための色彩の基本的な考え方を示すもので、避けるべき色、お勧めする色などを具体的に設定しています。

建物や看板、大きなものを屋外に置く場合の外観・色彩を検討する際は、この色彩ガイドラインを活用のうえ、色彩を選定し、飫肥地区の良好な景観が形成できるようご協力をお願いします。

（２）色を正確に伝える　～マンセル表色系について～

色は一般的に「赤」や「黄」のような色名で表しますが、同じ「赤」色にもくすんでいるものもあれば、鮮やかなものもあり、正確にどんな色かを伝えるために、色の物差しともいえる尺度が必要になります。

城下町飫肥 景観計画やこのガイドラインでは、色の物差しとして「マンセル表色系」を採用しています。これは、一つの色を三つの属性「色相」「明度」「彩度」の組み合わせによって表すものです。

■色相

色合いの違いを表します。右記のように１０種類の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）と、その度合いを示す０からの数字を組み合わせます。

■明度

明るさを０から１０までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

■彩度

色の鮮やかさを０から１４までの数値で表します。色見のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の数値は０になります。赤の原色の彩度は０になります。

例えば、最も鮮やかな赤は下図のように表記されます。



●マンセル色相環

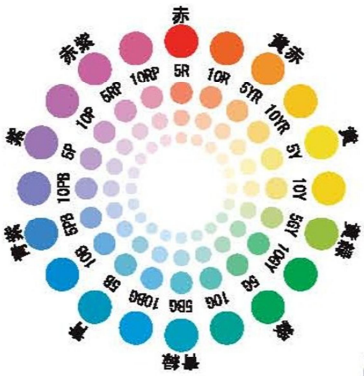

●マンセル表色系のしくみ

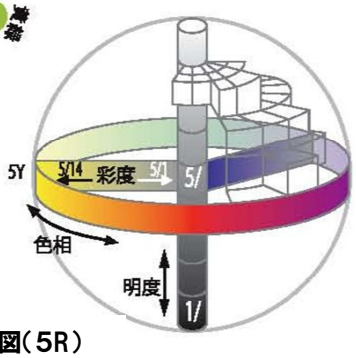

●マンセル表色系の明度彩度図（5R）

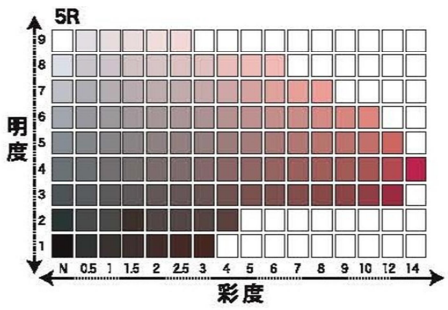

（３）色彩指針

飫肥地区を取り囲む森林景観や伝統的な街なみと調和し、良好な色彩景観を形成するため、色彩に関する基準を以下のように定めています。

色彩ガイドラインでは、飫肥地区の建築物の外観等の色彩について、周辺景観との調和を求める上で最低限守って欲しい「基本色」と、基本的に使用を控えて欲しい「避ける色」の二つに分類しました。建築物外観の色彩を検討する際には、以下の指針を守り、決定してください。

■基準値

景観まちづくり重点区域及び景観まちづくり推進区域において基本的に使用できる色彩は、全ての色相において、

「明度７以上の場合、彩度２以下」

「明度５以上の場合、彩度３以下」

「明度５未満の場合、彩度６以下」

とします。

ただし、組み合わせに注意して使用する中彩度の色もありますので、実際の検討時には「推奨色」から選定することをお勧めします。

●基準値範囲表

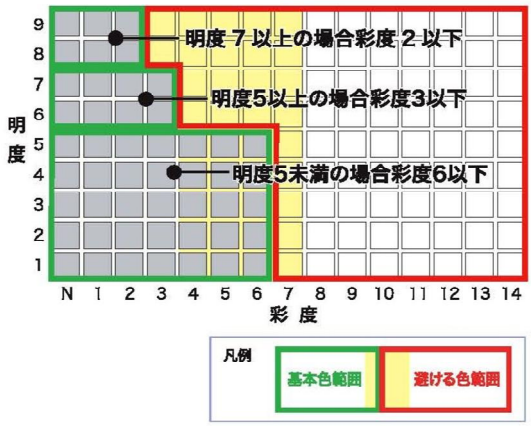

※彩度の高い色は、大変目立ちますので、「避ける色」と判断しやすいのですが、中彩度でも黄色の範囲に示す、基準値境界近くにある色（彩度４～７あたり）候補は、判断に迷いがちです。注して選定しましょう。

■基準値をトーン図で把握する

色の三属性のうち、「明度」と「彩度」を複合し、色調（イメージ）でグループ分けしたものを、「トーン」といいます。「トーン」で基準値をとらえたものが右の図です。

●基準値トーンの範囲

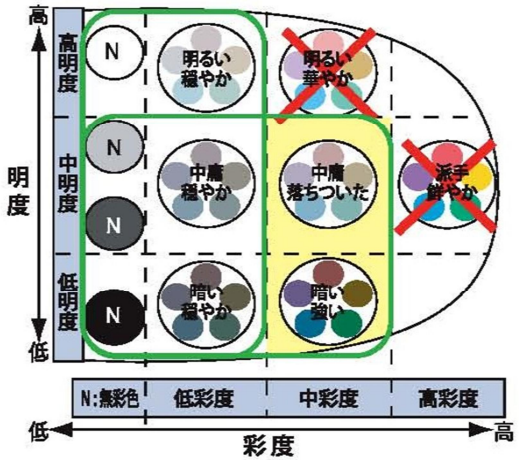

■対象

景観計画区域での大規模建築物、住宅等の壁面（外観）のベースカラー、住宅の場合、屋根の色も重要な景観要素となるため、この対象とします。

※ベースカラーとは、建築物壁面全体の大面積（約７０%以上）を占有する色をさします。

■屋根の色

屋根の色は、少し小高いところから眺望する場合、建物全体に対する屋根の色の比率が高くなります。区域内においては、低層住宅が連続する地域が多いことから、ベースカラーに準ずる景観形成上、重要な要素としてとらえます。

（４）おすすめカラーサンプル

飫肥地区の景観の特性としては、伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史的な街なみ、商店街、伝建地区周辺の住宅地、さらに飫肥地区を取り囲む酒谷川、田畑、山林などの自然景観の３つの地区に分けられますが、大きくは森林などの自然景観を「地」とした景観となります。

このため、建物等の色彩をどのようにするかを検討する場合、その「場所性」と自然景観との調和に配慮する必要があります。基本的には中明度以下の色を中心とした色をお勧めしますが、観光地などには街の賑わいを演出するため部分的に高明度の色彩を使ったり、色相に関しても中心部に限りそのほかの地区よりも選択肢を広くするなどして、工夫ができるように設定します。

■基本的な配色例を挙げると、壁面のベースカラー（面積の約７０％以上を占める）を上段の明度７．０～９．０の「明るい」ところから選ぶ場合、屋根の色は約２０％～３０％の面積なので、その組み合わせの候補は、明度１．０～３．０の「暗い」の中から選ぶと良い、ということになります。

■住宅地域や緑が背景の地域、歴史的まちなみ地域で、落ち着いたイメージをかもし出したい場合は、明度４．０～７．０の中間の明るさの中からベースカラーを選ぶと良いでしょう。

●おすすめ色相の範囲

下図に示すように、赤から青紫系までの色相を選定しています。

●おすすめ配色ポイント

2色以上を選んで組み合わせる場合I、同一の色系統からか、隣の色系統の中から選ぶとまとまります。

●カラーサンプルについて

多種のカラーサンプルのなかで、実際の現場で、最も利用頻度の高いものとして（社）日本塗装工業会と療養標準見本帳を採用させていただきました。下記にあるように、塗料の品番だけでなく、マンセル値の表記（近似値）もあるため、景観色を検討するのに大変有効です。

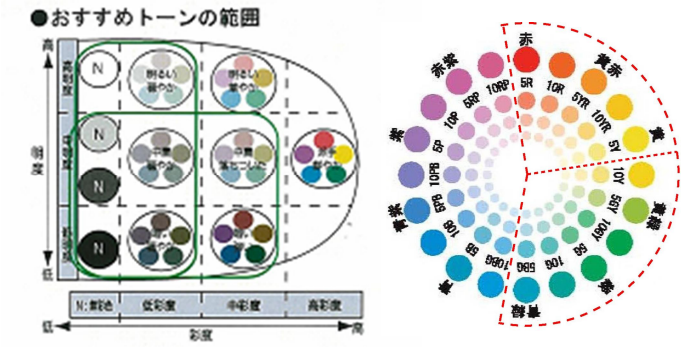

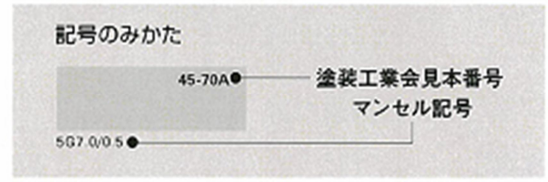

<u>３　色彩ガイドライン</u>

■おすすめカラーサンプル

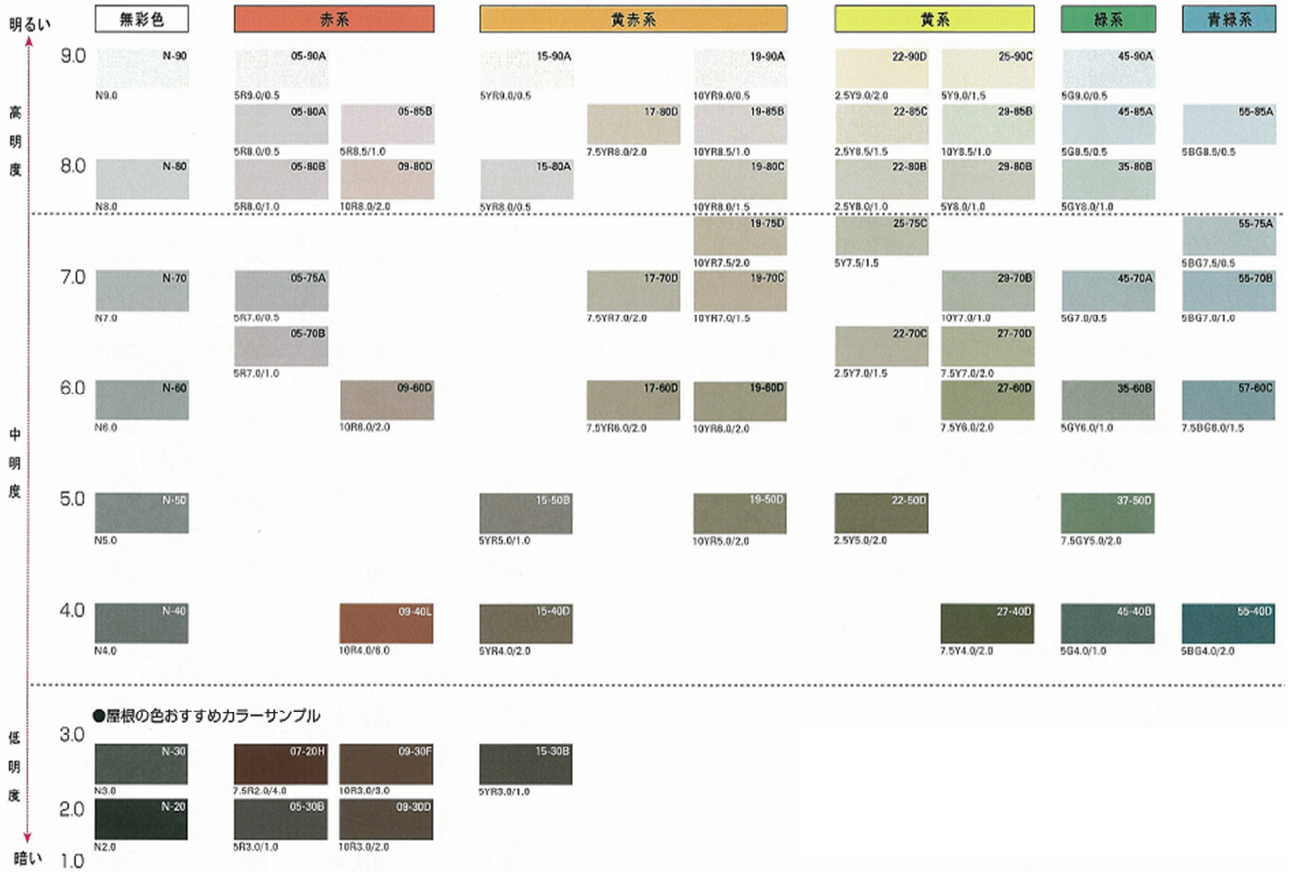

【お問い合わせ】

「城下町飫肥 景観計画」に関する内容や建築物等の届出については、
下記までお問合せください。

お問い合わせ先　宮崎県 日南市 総合政策部 未来創生課
〒887-8585　宮崎県日南市中央通一丁目１番地１
電話 0987-31-1128　　FAX 0987-31-1191
e-mail mirai@city.nichinan.lg.jp

日南市景観計画 HP